

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目次

(重点事項)

1. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援について 1
 - (1) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(案)の概要
 - (2) 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援について
2. 保育人材の確保について 3
 - (1) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について
 - (2) 保育士等の処遇改善について
 - (3) 児童へのわいせつ行為の防止や保育士の資格管理の厳格化について
3. 待機児童対策について 6
 - (1) 待機児童解消に向けた取組状況について
 - (2) 保育の受け皿整備等について
 - (3) 待機児童対策協議会について
 - (4) 地域におけるミスマッチの解消について
4. 人口減少下における保育提供等について 8
 - (1) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめについて
 - (2) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめを踏まえた対応等について
 - (3) 人口減少地域で活用が見込まれる施策等について
5. 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について 10
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する保育所等の対応について
 - (2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて

6. 認可外保育施設の質の確保・向上について	11
7. 令和4年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について	12
8. 放課後児童対策について	12
(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について	
(2) 放課後児童対策関係予算案の概要	
9. 児童虐待防止対策の強化について	19
(1) 児童福祉司等の令和4年度地方財政措置について	
(2) 令和4年度予算案について	
10. ヤングケアラーの支援について	20
(1) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」について	
(2) ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度補正予算及び令和4年度予算（案）について	
11. 社会的養育の充実について	22
(1) 都道府県社会的養育推進計画について	
(2) 令和4年度予算案における社会的養育関係事業について	
(3) 社会的養護関係施設の職員に対する処遇改善について	
12. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	24
(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進について	
(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	
13. 母子保健対策の推進について	27
(1) 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進について	
(2) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について	
(3) 不妊症・不育症への支援について	
(4) 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について	
(5) 非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）について	
(6) 母子保健情報の利活用の推進について	
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する妊産婦へ支援について	

(連絡事項)

1. 保育対策等の推進について 36
 - (1) 保育対策関連予算について
 - (2) 待機児童数等調査（令和4年4月1日時点）について
 - (3) 保育所等における医療的ケア児の受入れについて
 - (4) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について
 - (5) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について
 - (6) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について
 - (7) 認可外保育施設の利用料に係る消費税措置について
 - (8) 保育事故防止に係る安全対策について

2. 児童健全育成対策等について 43
 - (1) 放課後児童クラブについて
 - (2) 利用者支援事業について
 - (3) 地域子育て支援拠点事業について
 - (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について
 - (5) 児童厚生施設について
 - (6) 児童委員・主任児童委員について
 - (7) 児童福祉週間について
 - (8) 児童福祉文化財について
 - (9) 地域共生社会について

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について 65
 - (1) 児童福祉施設等の整備について
 - (2) 児童福祉施設等の安全の確保について
 - (3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について
 - (4) 児童福祉施設等の運営について
 - (5) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

4. 児童虐待防止対策の強化について 79
 - (1) 一時保護所の定員超過解消について
 - (2) 令和2年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の結果について
 - (3) 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の調査について
 - (4) 令和3年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、
令和4年度の取組予定
 - (5) 子ども虐待防止オレンジリボン運動 ポスターデザインコンテスト
の実施について

5. ヤングケアラーへの支援について 81
 - (1) 令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント

- (2) 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（令和3年度）
- (3) ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年度）

6. 社会的養育の充実について	83
(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進について	
(2) 施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について	
(3) 社会的養護経験者の自立支援の充実について	
7. ひとり親家庭等自立支援施策について	86
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について	97
9. 母子保健対策の推進について	98
(1) 「妊産婦のための食生活指針」の改定について	
(2) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について	
(3) 助産施設について	
(4) 旧優生保護法について	

(関連資料)

資料1 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（案） の概要	101
資料2 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための 支援について	130
資料3 保育人材の確保に向けた総合的な対策	136
資料4 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	137
資料5 児童へのわいせつ行為の防止や保育士の資格管理の厳格化 について	145
資料6 待機児童の解消に向けた取組の状況等について	150
資料7 保育の受け皿整備等について	152

資料8	待機児童対策協議会の設置状況等について	153
資料9	地域におけるミスマッチの解消について	154
資料10	「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」 取りまとめについて	155
資料11	「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」 取りまとめを踏まえた対応等について	156
資料12	人口減少地域で活用が見込まれる施策等について	157
資料13	新型コロナウイルス感染症に関する保育所等の 対応について	160
資料14	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策 に係る支援	161
資料15	新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等 を行う場合の公定価格等の取扱いについて	162
資料16	認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯	163
資料17	認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ(イメージ)	164
資料18	認可外保育施設の現状	165
資料19	巡回支援指導員について	166
資料20	認可を目指す認可外保育施設への支援について	167
資料21	認可外保育施設指導監督基準を満たすための支援の拡充について	168
資料22	認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム	169
資料23	子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとり まとめ概要	170
資料24	令和4年度における「社会保障の充実」(概要)	171

資料25	令和4年度の消費税増収分の使途について	172
資料26	令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目	173
資料27	令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」	174
資料28	令和4年度保育関係予算案の概要	175
資料29	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について	191
資料30	人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究について	195
資料31	地方分権提案に係る地方からの提案等への対応方針について	196
資料32	子育て支援に要する費用に係る税制上の措置	197
資料33	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置	198
資料34	放課後児童クラブの概要	199
資料35	令和3年(2021年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和3年5月1日現在)	200
資料36	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	240
資料37	放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて	241
資料38	放課後児童クラブ関係予算のポイント	245
資料39	放課後児童クラブ整備促進事業	246
資料40	令和3年度放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	247
資料41	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	249
資料42	地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援(新型コロナウイルス感染症対策)	250

資料43	放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	251
資料44	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	252
資料45	児童福祉司等の令和4年度地方財政措置について	253
資料46	「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」について	254
資料47	都道府県社会的養育推進計画策定状況について	256
資料48	令和4年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要	289
資料49	社会的養護従事者処遇改善事業	328
資料50	里親制度の広報啓発	336
資料51	養子縁組あっせん事業者一覧	341
資料52	令和4年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要	342
資料53	令和4年度婦人保護事業関係予算案の概要	357
資料54	成育基本法の概要	360
資料55	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要	361
資料56	成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画	362
資料57	成育基本法と健やか親子21の関係	363
資料58	産後ケア事業	364
資料59	子育て世代包括支援センター	369
資料60	性と健康の相談センター事業	375
資料61	母子保健対策強化事業	378
資料62	産前・産後サポート事業	379

資料63	多胎妊産婦等支援	380
資料64	出産や子育てに悩む父親支援	381
資料65	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	382
資料66	産婦健康診査事業	383
資料67	新生児聴覚検査体制整備事業	384
資料68	若年妊婦等支援事業強化加算	386
資料69	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進 について（通知）	387
資料70	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知 について（通知）	388
資料71	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	389
資料72	不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援	390
資料73	不育症検査費用助成事業	391
資料74	不妊症・不育症への相談支援等	392
資料75	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	395
資料76	予防のための子どもの死亡検証体制整備事業	396
資料77	出生前検査をめぐる最近の主な動き	397
資料78	NIPT等の出生前検査に関する専門委員会報告概要	398
資料79	NIPT認証制度等の新たな体制	399
資料80	出生前検査加算	400
資料81	出生前検査認証制度等広報啓発事業	401
資料82	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書	402

資料83	母子保健情報の情報連携等の実施状況について	403
資料84	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 妊産婦・乳幼児への総合的な支援	405
資料85	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要	409
資料86	指定管理者制度の運用について	410
資料87	会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について	412
資料88	令和4年度予算案・利用者支援事業関連事項について	414
資料89	令和4年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について	415
資料90	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	416
資料91	令和4年度予算案・子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）関連事項について	417
資料92	令和4年度予算案・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 について	418
資料93	遊びのプログラム等に関する専門委員会設置要綱・委員名簿	419
資料94	児童館における健全育成活動等開発事業	420
資料95	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援	421
資料96	次世代育成支援対策施設整備交付金	422
資料97	児童福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策	423
資料98	児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について	424
資料99	児童福祉施設等の災害復旧（施設復旧・設備復旧）	425
資料100	令和2年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の結果	426

資料101	令和3年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、 令和4年度の取組予定	433
資料102	子ども虐待防止オレンジリボン運動 ポスターデザイン コンテストの実施について	434
資料103	令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント	435
資料104	多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する 調査研究（令和3年度）	437
資料105	ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年度）	438
資料106	児童扶養手当制度の概要	439
資料107	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	440
資料108	婦人保護事業の概要	441
資料109	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ概要	442
資料110	「妊産婦のための食生活指針」改定の概要	443
資料111	旧優生保護法について	444
資料112	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金 の支給等に関する法律概要	445

1. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援について

(1) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(案)の概要 (関連資料1参照)

平成28年の児童福祉法等の改正により、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の全市町村での設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、「家庭養育優先原則」の下で社会的養育の質の向上に取り組んできた。

しかしながら、今までも子育て世帯は、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困など様々な課題がある中で、核家族での子育て、希薄な地域関係の中での子育てなど、困難な中で子育てをしている。そして、児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加し続け、令和2年度は20万件を超えた。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月閣議決定)では、「児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。」としている。

こうした背景を踏まえ、国では、令和3年4月から社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において議論を重ね、

- ① 市区町村における身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備
- ② 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関の設置
- ③ 母子保健における把握の取組を推進しつつ、児童福祉の観点からも支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのサポートプラン作成
- ④ 訪問による生活支援等、支援の必要性の高まりを防ぐための家庭・養育環境の支援の事業の創設

- ⑤ 民間と協働して行う保護者支援（親子再統合）や在宅指導措置の充実、里親支援機関の児童福祉施設化等による児童相談所の支援機能等の強化
- ⑥ 子どもの意見や意向表明支援の体制整備及び権利擁護機関（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備
- ⑦ 年齢による一律の施設からの退所等の見直しや、在宅にいる児童等を対象とした自立支援の拠点整備など社会的養育経験者の自立支援の充実
- ⑧ 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入や、一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と第三者評価の受審などを盛り込んだ報告書（案）が一部を除き取りまとめられたところである。

（２）新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援について
（関連資料２参照）

本委員会の報告書（案）に記載された提言を踏まえ、今後、児童福祉法の改正等、所要の措置を講じる予定であるが、支援を必要とする子育て世帯に対して確実に支援を提供していくためには、法改正を待たずとも、取組可能な自治体から順次、事業を実施いただき、少しでも多くの地域で実践を重ねていただくことが重要であると考えている。

特に、母子保健と児童福祉の一体的相談機関については、これまでも、各市区町村において、地域の実情に応じて双方の相談機関の整備に多大なご尽力をいただいていたと承知している。双方の設立の意義や機能を維持したうえで、より多くの地域で一体的な相談支援体制を構築していくためには、先駆的に取り組んできた市区町村の一体的な拠点整備の取組をモデルとし、制度として展開させていくことが重要であると考えている。

このため、令和３年度補正予算では、安心こども基金を活用し、

- ① 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とした一体的な相談支援体制の構築に向けた整備費等の支援の創設
- ② 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し状況把握を行う事業の創設
- ③ 支援を必要とする子育て世帯等を対象とした訪問家事支援やペアレントトレーニング等を内容とした保護者支援、家庭や学校に居場所のない学齢期の子どもに対する居場所支援など、家庭・養育環境の支援事業の創設
- ④ 子育て短期支援事業に係る専用の居室整備・専用人員配置の支援

の創設や、保護者が子どもとともに入所・利用する支援の創設等、レスパイト支援の充実

- ⑤ 支援の必要性が高い妊産婦に寄り添い、当該妊産婦が落ち着いて、自身の妊娠や今後の生活について考えることが出来るよう、滞在型の支援事業の創設
- ⑥ 一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援の強化や、社会的養育経験者の自立支援のための拠点整備に必要な整備費・改修費の支援の創設

等に必要な令和5年度末までの費用を計上している。

各都道府県等におかれては、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書（案）に記載された提言の趣旨を十分に汲み取っていただき、管内の市区町村も含め、安心こども基金に計上された事業を活用し、子育て世帯への包括的な支援体制の構築に積極的に取り組んでいただけるよう、格別の配慮をお願いします。

また、一時保護開始時の司法審査については、一時保護の適正性を中立的な第三者である裁判所が審査するものであり、児童の権利に関する条約でも要請されており、ご理解いただきたい。報告書（案）で制度の骨格をお示ししているが、具体的な運用については、施行までに作業部会を設置し、自治体の皆様からも意見をお聞きしながら進めていきたい。

2. 保育人材の確保について

（1）保育人材の確保に向けた総合的な対策について

（関連資料3参照）

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するためには、保育の質を維持・向上していくためにも、処遇改善を着実に実施するほか、保育士資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組むこととしている。

令和3年度補正予算には、

- ・ 保育所等におけるICT等の導入支援による保育士の業務負担軽減
- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の積み増し

を盛り込むとともに、令和4年度予算案には、既存の取組に加え、

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、対象者の要件や対象期間の段階的な見直し（令和4年度からの新規対象者については、9年から8年に対象期間を短縮）
- ・ 保育士の業務負担軽減のための保育支援者の配置（計画的に取組が

図られるよう補助要件を見直し)
などを盛り込んでいる。

各地方自治体においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進に御尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

(2) 保育士等の処遇改善について

(関連資料4参照)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施することとしている。

令和4年2月から9月までの間については、令和3年度補正予算の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」(内閣府予算計上、補助率:国10/10)により、賃金改善を行うために必要な費用を補助することとしている。

この特例事業の実施に当たっては、

- ・令和4年2月から、補助額以上の賃金改善を実施すること
- ・当該事業の開始に当たっては賃金改善計画書を、事業の終了後には賃金改善実績報告書を市町村に提出し、確認を受けること
- ・賃金の引上げに当たっては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とすること

としている。

また、賃金改善の実施に当たっては、

- ・賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2月分及び3月分については一時金により3月にまとめて支給することも可能とすること、
- ・4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすること

としている。

さらに、令和4年4月から9月までの間、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準拠した、令和4年度の公定価格の減額改定分(人件費▲0.9%)に対応するための金額を上乗せして補助することとしている。

令和4年10月以降については、公定価格の見直しにより、令和3年度と比較して、収入の3%程度（月額9,000円）の処遇改善が継続して実施できるよう、措置を講じることとしている。また、令和4年度の公定価格の減額改定分についての令和4年10月以降の具体的な対応については、令和4年人事院勧告の内容を踏まえ対応する予定である。

については、保育所等における職員の処遇改善が令和4年2月から実施されるよう、事業の実施主体となる市町村におかれては、施設・事業所に対して、各市町村における本特例事業の実施の有無についての方針を説明するとともに、なるべく早期に補助金申請を受け付けることができるよう、早期の予算措置や施設・事業所への周知・助言・指導、円滑な補助金交付事務等にご協力をお願いする。

また、都道府県におかれても、市町村への周知・助言や、円滑な補助金交付事務のとりまとめ等にご協力をお願いする。

さらに、公立の保育所等の施設についても、令和4年9月まではこの特例事業の対象となり、また、10月以降は地方交付税措置を予定している。総務省より、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長・各人事委員会事務局長あて、本特例事業に関して、会計年度任用職員への対応などについて、「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」（令和3年12月24日付け総行給第80号）が発出されているので、各地方自治体内の関係部局と連携いただき、公立施設の職員の処遇改善についても、適切な対応をお願いする。

なお、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和3年度において公定価格の見直しは行わず、令和4年4月分の公定価格から反映することとしている（人件費▲0.9%）。

（3） 児童へのわいせつ行為の防止や保育士の資格管理の厳格化について （関連資料5参照）

児童の保育を行うことを業としている保育士が、児童に対してわいせつ行為を行うことは、絶対にあってはならないものである。

現行規定では、こうした児童へのわいせつ行為より禁錮以上の刑に処された場合や、児童福祉関係法律の規定により罰金以上の刑に処された場合は欠格事由に該当するほか、当該行為が保育士としての信用を失墜させると判断される場合は保育士の登録取消しとなる。

- こうした事実を確実に把握するため、保育士の資格管理に当たっては、
 - ・ 保育所を設置する事業者等が、欠格事由に該当するおそれのある保育士を把握した場合に、当該保育士の情報を都道府県へ

報告すること

・ 都道府県知事が保育士の本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行い、欠格事由に該当すること等を確認することとしているところであり、各都道府県におかれては、こうした取組の徹底により、欠格事由に該当する保育士の登録取消しを確実に実施していただくようお願いする。

また、わいせつ行為を未然に防止し、自分が知らない間に被害者となっていることがないように、児童に対してわかりやすい形で啓発を行うことも重要である。このため、令和3年4月に内閣府と文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等の活用について、保育所等に対する周知をお願いする。

幼稚園教諭や保育教諭を含む教員については、令和3年通常国会で議員立法にて可決・成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」等により、資格管理の厳格化を行っているところであるが、保育士についても、児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化を行っていくこととし、本通常国会での法案提出を目指している。

併せて、政府として、今後、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版D B S）の導入に向けた検討を進めていくこととしている。

3. 待機児童対策について

（1）待機児童解消に向けた取組状況について（関連資料6参照）

待機児童の解消に向け、令和2年12月に取りまとめた「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

令和3年4月1日時点の待機児童数は5,634人となり、待機児童数調査開始以来最少となる調査結果となったところであるが、これは、各市区町村において保育の受け皿拡大を進めてきたことのほか、新型コロナウイルス感染症を背景とした保護者の利用控え等もその一因であると考えている。一方で、女性就業率を見ると、令和2年は減少しているものの、令和3年は再び着実に上昇している。保育の申込者数は女性就業率と相関関係が見られることから、今後申込者数は再び増加することが見込まれる。

保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活

用しながら、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握した上で、受け皿整備などの対策を進めていくことが重要である。

引き続き、保護者に「寄り添う支援」の実施等により、令和3年度末での待機児童数ゼロの達成を目指して取り組んでいただくようお願いする。

また、令和4年度においても、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこととしているが、就学前児童数の動向や女性就業率の状況等にも十分留意しつつ、保育ニーズに適切に対応できるよう、令和4年度から令和6年度までの計画を改めて作成していただくようお願いする。

なお、今年度についても、全国60市町村に対し待機児童の要因・対策のヒアリングを行っているところである。地域の抱える課題把握や個別案件に対するフォローを行うため、今後も「新子育て安心プラン実施計画」の定期的なフォローアップを実施する予定であるため、御承知置き願いたい。

各自治体においては、令和3年度末までの待機児童ゼロの達成を目指して取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうか、整備計画などの対策が適切かについて、十分に精査していただくようお願いする。

(2) 保育の受け皿整備等について **(関連資料7参照)**

令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け皿整備等に対応する予算として、令和3年度補正予算(507億円)と令和4年度予算案(482億円)を合わせて、989億円を計上し、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施することで受け皿整備を支援することとしている。

(3) 待機児童対策協議会について **(関連資料8参照)**

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年から、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場(待機児童対策協議会(以下「協議会」という。))の設置を促進している。

令和3年度においては、茨城県、兵庫県に協議会が新たに設置されたところであり、令和3年12月末時点で23都道府県において設置されている。待機児童解消等の取組について、KPIやその達成時期を定め、進捗管理を行うことを通じて市区町村の取組を支援するため、協議会の積極的

な設置をお願いしたい。

(4) 地域におけるミスマッチの解消について (関連資料9参照)

待機児童の解消に当たっては、保育所等の受け皿整備だけでなく、地域におけるミスマッチの解消も今後より一層重要となる。保育コンシェルジュによる保護者への「寄り添う支援」と、巡回バスによる自宅から遠距離にある保育所等への利用を可能にする支援について、事業の積極的な活用をお願いする。

4. 人口減少下における保育提供等について

(1) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめについて (関連資料10参照)

子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における今後の保育所や保育士等の在り方について中長期的な視点に立って検討するため、本年5月以降8回にわたり、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年12月に取りまとめの公表を行った。

本取りまとめにおいては、

- 国の保育政策の大きな柱として、人口減少地域での保育の確保と社会インフラとしての維持を位置づけるべきであること
- 特に未就園児の養育家庭等への子育て支援における保育所・保育士の役割発揮が期待されること
- 個々の保育所の強みや体制等を踏まえ、他の子育て支援関係機関との役割分担を明らかにしつつ、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備が必要であること
- 子育て負担軽減目的での一時預かり、障害児、外国籍の児童等への対応といった多様な保育ニーズへの対応を促進すること
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を担うことができるようにするなど、他機関等と連携・協働しつつ多機能化を進めること
- これらの実現のための保育士の確保・資質向上等のため、保育士の職業としての魅力発信、保育・子育てニーズに対応できる研修実施や機会の確保、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うべきこと

などが提言されている。

本取りまとめを受けて、必要な対応を検討し、着実に取組を進めてい

くことができるよう、各自治体においても御協力願いたい。

**(2) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取り
まとめを踏まえた対応等について** **(関連資料11参照)**

本検討会での議論等を踏まえた今後の予定としては、児童発達支援及び保育所の人員基準を改正し、保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とすることについて、令和4年4月からの施行を予定しているところ、今後、2月上旬を目途に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令改正（案）を情報提供し、年度末までに運用上の留意点等をお示しする予定である。

また、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究を実施しており、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、各自治体に周知することとしている。

(3) 人口減少地域で活用が見込まれる施策等について

(関連資料12参照)

公私連携保育所については、保育所の設置・運営を民間に委託しつつも、市区町村の関与を一定維持するものであり、公立保育所の民営化を進める必要があると判断される場合に、市区町村が地域における保育の提供というインフラ的な役割を担い続けることができることから、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つとして、各地域の実情に応じて活用いただきたい。

社会福祉連携推進法人については、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を担う新たな法人制度として令和4年4月より創設されるものである。

法人間の連携による人材確保や効率的な研修の実施等を図るため、各自治体において、管内の私立保育所等を中心に周知いただき、活用願いたい。

5. 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する保育所等の対応について

(関連資料13参照)

保育所等における新型コロナウイルス感染状況については、概ね全国の感染者数の推移と同様の動きとなっている。

各自治体におかれては、全体の感染動向を注視するとともに、厚生労働省子ども家庭局保育課から発出している「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」(現在第11報まで発出)等を踏まえつつ、下記に示す感染防止策に資する各種支援策を活用することなどにより、必要な者に必要な保育を提供できるような体制づくりを構築していただくとともに、感染が拡大した場合においても、原則開所いただくよう、引き続き御指導をお願いする。

(2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について

(関連資料14、42参照)

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の支援として、令和2年度の累次の補正予算に続き、令和3年度補正予算においても、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な超過勤務手当や特別勤務手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助を行うこととしている。

また、本事業については、今回で4回目の措置となることを踏まえ、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、超過勤務手当や特別勤務手当などの「かかり増し経費」に積極的に御活用いただくよう、市町村や保育所等への助言・指導をお願いする。

加えて、令和3年度補正予算及び令和4年度予算案においては、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)等に必要な経費について補助を行うこととしたので、積極的に活用されたい。

なお、令和3年度補正予算に係る補助事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるので、各自治体においては、必要とする全ての保育所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

そのほか、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所についても、令和3年度補正予算(内閣府計上)において、同様の支援を行っているた

め、活用いただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて (関連資料15参照)

新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園する場合における公定価格の取扱いについては、令和2年6月17日付けの通知において、

- ① 利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、公定価格を算定すること
- ② 公定価格が通常どおり支給されていることを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出について適切に対応すること
- ③ これらについて、指導監査の際に適切な指導等を行うこと等をお示ししているところである。

公定価格等が保育所等において適正に使われているかは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法における指導監査の確認事項である。このため、各地方自治体においては、保育所等に対して、改めて人件費の適切な支出について、指導・助言を行っていただきたい。

なお、子ども・子育て支援法に基づく市町村の確認指導監査と児童福祉法に基づく都道府県、指定都市及び中核市が行う施設監査については、必要に応じて連携し、効率的な実施をお願いする。

6. 認可外保育施設の質の確保・向上について

(関連資料16～23参照)

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定並びに集団指導の実施、立入調査の際の評価基準について施設類型に応じた基準の設定等の対応を行っている。

令和4年度予算案においては、

- ・ 認可保育所等への移行を希望する施設に対する運営費や改修費等の補助、
- ・ 指導監督基準の内容の説明や事故防止に向けた助言等を行う巡回支援指導員の配置支援

等に係る経費を引き続き計上しているほか、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、認可外保育施設改修費等支援事業等の支援対象を拡充することとしている。

また、幼児教育・保育の無償化に係る給付事務の実施に当たり、市町村が、都道府県等有する認可外保育施設の情報を確認可能とする子ど

も・子育て支援情報公表システムを構築し、令和2年9月末より公開している。

さらに、令和2年度に入り、マッチングサイトを介したベビーシッター利用で、子どもへのわいせつ容疑でベビーシッターが逮捕される事案が相次いで発生したことを受け、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会において、令和3年2月に議論のとりまとめを行った。本とりまとめを受け、マッチングサイトガイドラインの見直しや、ベビーシッターの届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）するなどの対応を行った。

7. 令和4年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について

（関連資料24～27参照）

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、令和4年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分4.01兆円のうちの0.7兆円を充てることとしている。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」としてはこれまで、保育士等の2%の処遇改善の実施について平成29年度から取り組んでおり、また、保育所等において非常勤栄養士の配置を促進するための加算の充実や、一時預かり事業を保育所以外で実施する施設の普及を促進するための事務経費に対する支援について令和2年度から取り組んでいるが、令和4年度においても引き続き実施していく。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、消費税10%への引き上げによる財源を活用し、保育士の更なる処遇改善、幼児教育・保育の無償化等に取り組んでおり、令和4年度においても引き続き実施していく。

8. 放課後児童対策について

（1）「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在（令和2年は7月1日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和3年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年2,579人減少し、13,416人（うち小学1年生～3年生7,355人（前年比▲179人）、小学4

年生～6年生6,061人（前年比▲2,400人）となった。

（関連資料34・35参照）

1. 放課後児童クラブ数：前年比300か所増加
26,625か所（令和2年） → 26,925か所（令和3年）
2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比821支援の単位増加
34,577支援の単位（令和2年） → 35,398支援の単位（令和3年）
3. 登録児童数：前年比37,267人増加
1,311,008人（令和2年） → 1,348,275人（令和3年）
4. 利用できなかった児童数：前年比2,579人減少
15,995人（令和2年） → 13,416人（令和3年）
 うち、小学1年生～3年生：前年比179人減少
 7,534人（令和2年） → 7,355人（令和3年）
 小学4年生～6年生：前年比2,400人減少
 8,461人（令和2年） → 6,061人（令和3年）

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（関連資料36参照）

① 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）
- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にい

ない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。

（関連資料37参照）

② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に、放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保する

ことが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

(2) 放課後児童対策関係予算案の概要

令和4年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料38参照)

① ソフト面（運営費）について

令和4年度予算案においては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、147.1万人（令和3年度）→149.5万人（令和4年度）（+2.4万人）の受入児童数の拡大を予定している。

また、放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受入体制の強化を図るため、「障害児受入強化推進事業」について、

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設

することとしているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

② ハード面（整備費）について

令和4年度予算案においては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ（P）

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

- ・ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3
- ・ 民立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

また、令和3年度補正予算においては、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブの施設整備費の国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し特例的に財政支援（放課後児童クラブ整備促進事業）を行うことにより、放課後児童クラブの整備の加速化を図るために必要な費用を計上しているため、待機児童が発生している市町村等におかれては、当該事業を活用し、受け皿整備の促進に努めていただきたい。（関連資料39参照）

（参考：放課後児童クラブ整備促進事業実施後の補助率）

【公立施設を設置する場合の実質的な補助率】

- ・ 国の補助率 2 / 3 → 5 / 6
- ・ 都道府県の補助率 1 / 6 → 1 / 1 2
- ・ 市町村の補助率 1 / 6 → 1 / 1 2

【私立施設を設置する場合の実質的な補助率】

- ・ 国の補助率 1 / 2 → 5 / 8
- ・ 都道府県の補助率 1 / 8 → 1 / 1 6
- ・ 市町村の補助率 1 / 8 → 1 / 1 6

③ 放課後児童支援員等の人材確保について （関連資料40・41参照）

放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。

このため、

- ・ 平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業や
- ・ 平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

を実施している。当該事業は、実施率が低調なことから、各市町村においては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

また、放課後児童支援員等の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、本年2月から前倒しで実施することとしている。

具体的には、令和3年度補正予算の「放課後児童支援員等処遇改善

臨時特例事業」(内閣府予算計上、補助率：国10/10)により、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものである。

また、この事業の実施にあたっては、

- ・ 原則として、令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること
- ・ 賃金を定める規程の改正に一定の時間をようすることを考慮し、令和4年2・3月分については、一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。ただし、4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とすること
- ・ 実際の賃金引き上げにおいては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とすること
- ・ 当該事業の開始に当たっては賃金改善計画書を、事業の終了後には事業実績報告書を市町村に提出すること

としている。

なお、令和4年10月以降についても、処遇改善の効果を継続させるため、令和4年度予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じることとしている(国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3)。

については、放課後児童クラブにおける職員への処遇改善が令和4年2月から実施されるとともに、この予算措置が確実に職員の賃金改善に反映されるよう、事業実施主体である市町村及び補助金申請のとりまとめを行う都道府県におかれては、放課後児童クラブへの助言・指導、歳入・歳出の早期の予算措置や円滑な補助金交付事務等にご協力をお願いする。

なお、公営の放課後児童クラブの職員に対する賃金改善については、「公的部門(保育等)における処遇改善事業の実施について」(令和3年12月24日総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)において改善例が示されているので、参考にさせていただきたい。

④ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課

後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、

ア 放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施

イ 保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ 市町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施

に必要な予算を計上している。

⑤ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援について

(関連資料42・43参照)

放課後児童クラブにおいて、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、今般の令和3年度補正予算（内閣府計上）において、

- ・ 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ・ マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等
- ・ 感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）
- ・ 連絡帳の電子化等に必要なICT機器の導入等の環境整備等に係る費用を補助

することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

⑦ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満の放課後児童クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となった放課後児童クラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

9. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 児童福祉司等の令和4年度地方財政措置について

(関連資料45参照)

児童相談所の体制強化については、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を決定し、計画的な増員に取り組んできたが、児童福祉司及び児童心理司の増員について、計画を1年前倒し、令和3年度までに新プランで掲げている人員体制の確保を目指すこととした。

また、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加していることを鑑みて、令和4年度の児童福祉司等に係る地方財政措置について、児童福祉司は5,765人、児童心理司は2,348人となる体制を確保できるよう措置される予定である。厚生労働省においても、引き続き自治体における採用活動等への支援も取り組むこととしており、自治体の皆様におかれても、引き続き、児童相談所の体制強化・人材確保の取組をお願いする。

(2) 令和4年度予算案について

(関連資料48参照)

令和4年度予算案においては、「児童虐待防止対策の抜本的強化」等を踏まえ、以下のとおり、児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力で推進するための予算措置を行っているため、各都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所における体制強化、一時保護所の環境改善や職員の資質

向上等を図るため、令和4年度予算案では、

- 子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げること
- 一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないように、これまで行ってきた通学の際の付添員の配置支援に加え、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用の加算の創設
- 一時保護所職員の資質向上を図るため、児童福祉司等に対する新任時研修等に加えて、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算の創設

などを盛り込んでいる。

このほか、令和3年度補正予算では、

- ICTの活用等による児童虐待・DV等の相談支援体制の強化
- 一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組の実施

などを盛り込んでいる。

② 地域における子どもの見守り体制の強化

児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、令和4年度予算案において、子ども食堂や子ども宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。さらに、新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指すための取組を行う。

10. ヤングケアラーの支援について

(1) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」について (関連資料46参照)

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上

で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

そこで、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について検討を進めるため、令和3年3月、厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等へのヒアリングなどを経て、同年5月、ヤングケアラーの早期発見・把握、支援策の推進及び社会的認知度の向上について今後取り組むべき施策をとりまとめた。

(2) ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度補正予算及び令和4年度予算(案)について (関連資料46参照)

プロジェクトチームのとりまとめ報告を踏まえ、地方自治体における取組への支援として、以下のとおり、令和3年度補正予算の措置及び令和4年度予算(案)に計上しているため、積極的な取組をお願いしたい。

なお、国が行う事業としては、当事者、支援者同士の相互ネットワーク形成支援や社会的認知度向上のための集中的な広報啓発に要する経費を計上しているところである。

① 令和3年度補正予算

子育て世帯訪問支援臨時特例事業

訪問支援員(仮称)が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

② 令和4年度予算(案)

○ ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施。

○ ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援。

11. 社会的養育の充実について

(1) 都道府県社会的養育推進計画について (関連資料47参照)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等において、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定いただいたところである。

この計画は、

- ・ 全ての地域において、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を一貫して担う、包括的な実施体制を構築すること
- ・ 乳児院や児童養護施設については、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子どものための質の高い養育や、小規模かつ地域分散化の推進、里親や在宅家庭への支援等を行うなどの多機能化・機能転換を進めること

など、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていただきたい。

特に、里親等委託率の目標値や里親等委託推進に向けた取組内容等については、各都道府県等の策定状況をレーダーチャートに取りまとめで公表したところであるが、各都道府県等の里親等委託率の目標値は、国で掲げる目標に近いものから、現状の水準にとどまるものまで、依然として地域によるばらつきが見られる状況である。

このため、これまでも、各都道府県等に対して、里親等委託推進に向けた取組等について個別にヒアリングを実施し、国の財政面での支援の活用を含めた更なる取組をお願いしているところであるが、各都道府県等におかれては、今一度、児童福祉法における「家庭養育優先原則」の趣旨とこれを踏まえた国の数値目標、並びに本計画の意義を十分にご認識いただいた上で、一層の取組をお願いしたい。

(2) 令和4年度予算案における社会的養育関係事業について

(関連資料48参照)

令和4年度予算案においては、社会的養育の充実を図るため、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取

り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を引き続き実施するとともに、

- ・ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組の創設
- ・ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援の創設
- ・ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行うこと

等によるフォスタリング機関に対する支援の拡充

- ② 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大するほか、特別養子縁組を行った当事者同士や民間あっせん機関等の交流等に取り組むことによる特別養子縁組の推進
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援や、地域の要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業による支援の実施等による児童養護施設等の地域支援に係る取組の推進
- ⑤ 児童養護施設の退所者等への支援を行うコーディネーターの配置に対する補助の拡充や、医療機関・就労支援機関への同行支援等に係る補助の拡充等による自立に向けた継続的・包括的な支援体制の強化
- ⑥ 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、弁護士の嘱託費用等を補助する「法的問題対応加算」の創設による事業の拡充
- ⑦ 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護魅力発信等事業」を創設するとともに、児童養護施設等における児童相談所職員OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援体制の構築の支援

などを計上している。

また、令和3年度補正予算においては、

- ① 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付けについて、主に施設退所時に申請を行うものとしていたが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充
- ② 児童養護施設の退所者等の実態把握等に取り組む事業や、児童養護施設の退所者等に対する生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備費を補助する事業の創設

などを計上している。

各都道府県等におかれては、令和3年度予算で措置されている内容も含め、国の財政面での支援を積極的に活用いただき、里親等委託推進をはじめとする「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組を一層強化していただくようお願いする。

(3) 社会的養護関係施設の職員に対する処遇改善について

(関連資料49参照)

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施することとし、令和3年度補正予算に「社会的養護従事者処遇改善事業」を計上したところである。

本事業では、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームを対象として、令和4年2月から9月までの間、職員に月額9,000円の処遇改善を行うための必要な費用等に対する補助を行うこととしている。

本事業による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認めることとしているが、令和4年4月分以降は、最低でも処遇改善の額の2/3以上はベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に充てることを要件としている。

対象施設等において着実に処遇改善が実施されるよう、予算の円滑な執行にご協力をいただきたい。

12. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

(関連資料52、53参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇

用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入（母自身の就労収入）は200万円、平均年間収入（母自身の収入）は243万円となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の更なる改善に向けた取組の充実を図ることとしている。

（1）ひとり親家庭等の自立支援の推進について

令和4年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を盛り込んでいるので、各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いします。

① ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業について

ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用を補助する。

② 母子家庭等自立支援給付金事業について

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する。

また、令和3年度補正予算においては、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための予算を確保しているので、各自治体におかれは積極的な取組をお願いします。

なお、同補正予算には、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象とした子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、中間支援法人を通じ、運営や物資の支援等を行うための予算を確保している。本事業の実施に当たっては、支援を必要とする方へ支援がつながるよう、子ども食堂等の開催情報等の周知などについて、連携・協力をお願いします。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

令和4年度予算案においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いします。

① 婦人保護費施設措置費について

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

② 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

③ 民間団体支援強化・推進事業について

婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、地方自治体による困難な問題

を抱える女性への支援を担うNPO法人等の民間団体の掘り起こしや育成、立ち上げ支援に対する補助事業を創設する。

④ 若年被害女性等支援事業について

自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくい若年女性を対象とした、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進を図るとともに、居場所支援における夜間の適切な支援体制確保のための生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

13. 母子保健対策の推進について

(1) 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進について

①成育基本法(略称)について (関連資料54~57参照)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。)の規定に基づき、令和3年2月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」(以下「成育医療等基本方針」という。)を策定したところ。

本法及び本方針は、子どもたちの健やかな成育を確保するため、

- ・成長過程を通じた切れ目ない支援
- ・科学的な知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

などを基本理念として、関係する施策を総合的に推進していくこととしている。

また、成育基本法において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮するよう努めるものとされている。

各都道府県におかれては、上記の医療計画等を作成するに当たり、法の趣旨や成育医療等基本方針の記載内容を踏まえ、当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の内容等を記載するよう努めていただきたい。

なお、令和3年12月24日に第6回成育医療等協議会を開催し、成育医療等の提供に関する施策の実施状況や、成育医療等基本方針に基づく施

策の実施状況に関する評価指標について報告したところです。下記URLに資料を掲載しておりますので、ご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22975.html

②産後ケア事業について （関連資料58参照）

産後ケア事業については、令和元年の改正母子保健法において、各市町村に対し、設置に関する努力義務が規定され、令和3年4月1日から施行されているほか、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024（令和6）年度末までの全国展開を目指すこととされている。

厚生労働省では、産後ケア事業の更なる推進のため、令和3年度補正予算において、産後ケア事業の施設整備に係る国庫補助率を1／2相当から2／3相当に上げるとともに、令和4年度予算案においても、

- ・ 非課税世帯に対する利用料減免
- ・ 24時間365日の受入体制を整備
- ・ 補助単価を1自治体当たりから1か所当たりに見直し

を盛り込んでいることから、市町村においては積極的な活用を願います。また、都道府県におかれては、未実施市町村に対し、実施に向けた調整のほか、必要に応じて共同実施を推進するなど、市町村の体制整備にご協力いただきたい。

③子育て包括支援センターの設置について （関連資料59参照）

子育て世代包括支援センターについては、平成28年に法定化して以降、妊娠期から子育て期に至るまで、地域において切れ目ない支援体制を構築することが重要との観点から、地域の実情等を踏まえながら、令和2年度末までの全国展開を目指してきた。

令和3年4月1日時点の設置自治体数は、1,603市町村（設置率約92%）であり、人口比率・出生数比率ともに99%以上をカバーする地域に設置されていることから、全国展開の目標はおおむね到達したものと考えているが、未設置市区町村については、引き続き当該センターの設置について検討いただきたい。

なお、令和3年度補正予算において、市区町村の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、一体的な組織として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一體的に相談を行う機能を有する機関の整備を推進することとしているため、ご承知いただきたい。

④性と健康の相談センター等について (関連資料60参照)

成育医療等基本方針に基づき、プレコンセプションケアの実施など安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、令和4年度予算案において、現在、都道府県が実施主体として実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」等を統合して新たに「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査（NIPT）に係る相談対応及び性や妊娠に係る普及啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行うこととしているため、ご承知いただきたい。

⑤母子保健対策強化事業について (関連資料61参照)

乳幼児の健全な発達のため、乳幼児健診等の地域における母子保健対策を強化することが必要である。

そのため、令和4年度予算案において、

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談
- ・ 母子保健に関する記録の電子化
- ・ 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備

等、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図ることを目的とした「母子保健対策強化事業」を創設することとしているため、市区町村においては積極的な活用をお願いする。

⑥産前・産後サポート事業 (関連資料62～64参照)

妊婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、相談支援を行う産前・産後サポート事業において、

- ・ 多胎児の育児経験者家族によるピアサポート事業や、多胎家庭等へ育児サポーターを派遣する多胎妊産婦サポーター等事業
- ・ 父親等による交流会を実施するピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの相談対応

など、多胎妊産婦や父親に対する支援への補助事業を実施しているため、市区町村においては積極的に活用いただくようお願いする。

⑦多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (関連資料65参照)

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、令和3年度予算において、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用の補助を創設しているため、市区町村においては、積極的にご活用いただきたい。

⑧産婦健康診査事業

(関連資料66参照)

産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)に係る補助事業を実施している。

産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、市区町村においては、産後ケア事業とともに積極的な取り組みをお願いしたい。

⑨新生児聴覚検査体制整備事業

(関連資料67参照)

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、音声言語発達等への影響が軽減されることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、令和元年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市区町村における検査の受診率は90.8%、公費負担を実施している市区町村は52.6%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このような状況を踏まえ、都道府県における新生児聴覚検査結果の集約や医療機関・市町村との情報共有、難聴と診断された子を持つ親への相談支援、産科医療機関等における検査状況等の把握、産科医療機関等の聴覚検査機器(自動ABR)の購入に対する補助を実施している。

各市区町村におかれては、検査の実施、公費による負担への取組をお願いするとともに、都道府県等におかれては、関係者からなる協議会を設置するなど新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、管内市町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備への支援に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

なお、厚生労働省において、令和3年3月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」を立ち上げ、都道府県における難聴児の早期発見・早期療育を推進するための計画の作成指針として、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進等を内容とする基本方針を令和3年度中に作成する予定である。

⑩予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦等への支援

(関連資料68参照)

児童虐待による死亡事例については、専門委員会での検証によると、生後0日で子どもが亡くなった事案の要因は、大半が予期せぬ妊娠であり、予期せぬ妊娠に対する対応が0日児の死亡を防ぐことにつながると考えられる。

そのため、令和4年度予算案では、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPO等による、SNS等やアウトリーチによる相談支援や、緊急一時的な居場所の確保などを実施するための費用を引き続き計上しているため、都道府県等においては、積極的にご活用いただきたい。

(2) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

(関連資料69、70参照)

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

2019(令和元)年6月26日には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が交付されるなど児童虐待等への対応の充実が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、2019(令和元)年8月1日付け子母0801第1号「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」において、児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組事例として、当省が実施した調査研究等のポイントや、自治体における取組事例を周知した。当通知でお示ししたとおり、未受診者等に対する取組については、定期的にフォローアップを行うこととしているので、引き続き対応をお願いしたい。

また、令和2年1月14日付け事務連絡「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等に関するフォローアップについて」において確認させていただいた取組状況については、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」において取りまとめ、事例集を作成したので参考としていただきたい。

さらに、令和2年1月31日付け子発0131第7号「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」において、乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握や、市町村職員の専門性の強化のための研修の実施について示しているところであり、引き続き、漏れることのないように御対応いただきたい。

児童虐待の防止については、これらの取組以外にも、母子保健部署と子育てに関わる様々な部署との連携がとても重要であることから、多機関での情報共有や支援体制の構築などの取組みを、より一層推進していただきたい。

なお、平成28年及び令和元年の児童福祉法等の一部を改正する法律における検討規定を踏まえ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、母子保健と児童福祉の相談支援等を一体的に行う体制等について検討が行われ、令和3年12月28日に報告書（案）が公表されているため、ご承知おきいただきたい。

- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- ・「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」（令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（令和2年1月31日厚生労働省子ども家庭局長通知）
- ・令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（案）（令和3年12月28日現在）の公表について（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23102.html）

（3）不妊症・不育症への支援について （関連資料71～74参照）

①不妊治療への助成金の支給（保険適用の円滑な実施に向けた助成金の経過措置）について

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」については、令和4年度からの保険適用までの間、令和3年1月1日終了の治療から所得制限の撤廃等助成措置を拡充したところ。

有効性・安全性等の確認されたものについては保険診療に位置づけられるが、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられている方々の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ1回の治療について、経過措置として助成金の対象とすることとしている。

この経過措置に必要な予算については、令和3年度補正予算に計上し、安心こども基金を活用して実施することとしているので、都道府県等におかれては、事務に遺漏のないようお願いしたい。

②不育症検査費用助成について

既に保険適用されている検査の保険診療としての実施を促すとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行うための補助を令和3年度から実施している。

令和4年度予算案においても引き続き計上しており、都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いしたい。

③不妊症・不育症への相談支援等の充実について

不妊症・不育症患者への支援としては、経済的支援のみならず、相談支援等の拡充が求められているところである。このため、不妊専門相談センター事業の加算として不妊症・不育症支援ネットワーク事業を創設し、

- ・ 不妊専門相談センターにおいて、医療機関、自治体、当事者団体等で構成される協議会の実施、
- ・ 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーの配置、
- ・ 当事者団体等によるピアサポート活動等への支援の実施

などを実施するための予算を令和3年度予算に計上したところ。

令和4年度予算案においては、「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設することとしているが、本事業において、上記取組について、引き続き補助することとしているので、都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いしたい。

また、上記の他、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、不妊専門相談センターを未設置だった都道府県等におかれては、性と健康の相談センターについて、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。また、指定都市や中核市が単独で実施することが難しい場合、都道府県と市による共同実施や複数の市による共同実施により協力・連携して実施する方法なども含め、設置に向けた検討をお願いしたい。

既に設置している都道府県等におかれては、性と健康の相談センターの実施とともに、開設時間の延長や開設日数の拡充を行うなど、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review)

について

(関連資料75、76参照)

予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家 (医療機関、警察、消防、行政関係者等) が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を収集し、死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

CDRについては、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、令和2年度より、子どもの死亡に関する情報収集や、調査・報告を行うための関係機関との調整、政策提言のための検証ワーキンググループな

どを行うモデル事業を実施している。

令和4年度予算案においては、これらに加え、国においてデータや提言の集約、ポータルサイトの運用及び予防可能な子どもの死亡事故の予防策等に係る普及啓発等を実施することとしているため、都道府県等におかれてもご承知いただくとともに、予防可能な子どもの死亡の予防に努めていただくようお願いする。

(5) 非侵襲性出生前遺伝学的検査 (NIPT) について

(関連資料77～81参照)

NIPTについては、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成25年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ厚生科学審議会科学技術部会下に、NIPTをはじめとした出生前検査についての検討を目的とした専門委員会が設置され、令和3年5月に報告書がまとめられたところ。

報告書において、NIPTに係る新たな認証制度等を運営する組織を設置することが求められたことから、日本医学会において、出生前検査認証制度等運営委員会が設置されたところである。

また報告書では、自治体の母子保健窓口や産科医療機関等において、誘導とならない形で妊婦等に対して出生前検査に関する情報提供を行うことが適当とされ、その体制整備を求めている。

このため、令和4年度予算案においては、NIPT等出生前遺伝学的検査の適切な運用に資するよう、国において、妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を実施することとしているため、都道府県等におかれてもご承知いただくとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援にご協力いただきたい。

(6) 母子保健情報の利活用の推進について (関連資料82、83参照)

平成30年7月にとりまとめた「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」の中間報告書を踏まえ、マイナンバー制度を活用し本人や保護者が健診結果をマイナポータルで一元的に閲覧することや、乳幼児健診の受診の有無等について市町村間での情報連携の仕組みを構築し、母子保健情報の利活用の推進をしているところ。

母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報（特定個人情報番号86）については、令和2年6月より情報連携の対象となっているおり、各自治体においては、引き続き、データ標準レイアウトに基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへの副本登録を進めていただきたい。

（7）新型コロナウイルス感染症に対する妊産婦への支援について

（関連資料84参照）

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあり、メンタルヘルス上の影響が懸念されるなど、引き続き、妊産婦に対しては支援が必要な状況にある。このため、令和2年度補正予算に引き続き、令和3年度補正予算案においても、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を実施することとしている。

また、「妊婦への寄り添い型支援」については、これまで新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された妊産婦を対象としていたところ、令和3年度補正予算分からは、新型コロナウイルス感染症の感染の有無に関わらず、支援を希望する妊産婦を対象としているため、地域の実情に合わせてご活用いただきたい。

なお、当該事業に係る予算については、令和4年度予算にも繰り越すことを予定しているため、ご承知いただきたい。

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について (関連資料28参照)

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

ア 保育の受け皿整備 482億円 (602億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

【令和3年度補正予算】

○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円
新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

○保育所等の耐災害性強化 39億円
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

《令和4年度予算案等の主な内容》

○保育所等整備交付金【拡充】

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満たす自治体について、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

○保育所等改修費等支援事業【運用改善】

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満たす自治体について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。

また、資材費等の動向を踏まえて、補助基準額を改定する。

イ 保育人材確保のための総合的な対策 284億円（191億円）

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

【令和3年度補正予算】

○保育所等におけるICT化推進等事業 18億円

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業 31億円

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

《令和4年度予算案等の主な内容》

○保育体制強化事業【運用改善】

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

○保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（9年→8年）を行う。

※ 令和5年度以降も、引き続き段階的な見直しを行い、令和7年度以降は対象期間を5年とする予定

ウ 多様な保育の充実 111億円（110億円）

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育

における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

【令和3年度補正予算】

○保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要な経費を支援する。

《令和4年度予算案等の主な内容》

○医療的ケア児保育支援業【拡充】

計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

○保育環境改善等事業【拡充・運用改善】

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を新規で追加する。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を新規で追加するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上 15億円(20億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う

《令和4年度予算案の主な内容》

○認可外保育施設改修費等支援事業・保育士資格取得支援事業

【拡充】

認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

② 子ども・子育て支援新制度の推進 ※厚労省及び内閣府予算

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、全ての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

【令和3年度補正予算】

- 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 781億円
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。
※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

《令和4年度予算案等の主な内容》

- 子どものための教育・保育給付
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。
※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(2) 待機児童数等調査(令和4年4月1日時点)について

令和4年4月1日時点の待機児童数調査については、例年と同様、令和4年4月中旬に調査票の発出(提出期限:5月末)を予定している。各市区町村におかれては、待機児童数が確実に減少している中で、より一層保護者への「寄り添う支援」の実施等により保護者のニーズや状況を丁寧に把握していただくとともに、利用可能な保育所等の情報を適切に提供するなどの対応を行っていただいた上で、調査要領に沿って適切に調査票を記載の上、提出いただくようお願いする。

(3) 保育所等における医療的ケア児の受入れについて

(関連資料29参照)

第204回通常国会において成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が令和3年9月18日に施行されたところであるが、各自治体におかれては、法の目的及び基本理念に基づき、引き続き保育所等における医療的ケア児への支援の推進に取り組んでいただくようお願いする。

また、令和3年9月15日付け事務連絡「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」においては、保育所等における医療的ケア児への支援を推進するための国の補助制度等について取りまとめており、各自治体における取組を進めるに当たり参考にされたい。

なお、国の補助制度のうち「医療的ケア児保育支援事業」については、令和4年予算案において、「(1) 保育対策関連予算について」のとおり、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げ(1/2→2/3)や、看護師等を複数配置する場合の加算の創設を行うこととしているため、本事業をより積極的に活用いただき、医療的ケア児の受入れを進めていただくようお願いする。

(4) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

(関連資料30参照)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究を実施しており、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、各自治体に周知することとしている。

(5) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

(関連資料31参照)

保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において最低基準が定められているが、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる

特例措置を設けている。(令和5年3月31日まで)

本特例措置について、期限の延長を求める提案があり、現在特例を使用している自治体(大阪市)において、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の特例を使用して入所している児童への影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和7年3月31日まで延長することを「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)」により決定している。

(6) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について

(関連資料32参照)

令和3年度税制改正において、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととしている。

(7) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

(関連資料33参照)

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとし、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用している。

この非課税措置について、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育従事者を雇用している場合に限る。)において雇用される保育に従事する者(都道府県知事等が行う保育に従事者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了したものであるとみなして、非課税措置の対象となる基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意されたい。また、各都道府県等におかれては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に留意しつつ、研修機会を確保できるよう努めていただきたい。

(8) 保育事故防止に係る安全対策について

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣府等とともに、死亡事故等の重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきた。

このガイドラインの内容については、自治体担当者においても十分御理解いただき、各施設に対する必要な支援・助言等をお願いするとともに、各施設においても十分な理解が進み、必要な対応が行われるよう、改めて各施設に対する周知をお願いしたい。

また、特定教育・保育施設等において重大事故が発生した場合には、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県等を経由して国へ報告することとしており、改めてこの事故報告の仕組みについて各施設への周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

これを受け、指導監督における調査内容に事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること等について、指導監督基準等の改正を行い明示するとともに、立入調査の際の調査内容として位置づけた。また、事故発生時の都道府県等への報告状況についても、調査内容として位置づけたところであるが、その確認に当たっては、保険給付の請求に係る資料を確認することで、事故発生時の報告状況を把握する方法も考えられるため、参照されたい。

関連する予算としては、保育所等が遵守・留意すべき基準の遵守状況や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っている。

特に認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化を契機に質の確保・向上を図ることが重要である。各施設のうち指導監督基準が不適合と判断された項目の中でも、施設及びサービスに関する内容の掲示が十分になされていない等、立入調査後のフォローとしての人的支援を充実させることにより適合となりうる項目も多いことから、各地方自治

体におかれては、本事業を積極的に活用することにより巡回支援指導員を配置し、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、立入調査等の効果的な実施をお願いしたい。

また、令和4年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和3年度補正予算において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

2. 児童健全育成対策等について

(1) 放課後児童クラブについて

① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和4年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、令和3年度と同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及

び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和3年5月1日現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は91.6%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる。この場合、当該者の研修計画を放課後児童健全育成事業者等と相談しながら市町村が作成し、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めることとしているため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするるとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にするこ

とや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所でも効果的・効率的に実施できる手法の実施手順や留意点等を整理していることから、内容についてご確認いただき、適切な実施をお願いしたい。

認定資格研修は、事業の質を高める上で極めて重要であることから、都道府県等においては、設備運営基準の参酌化後も積極的に実施されたい。
(関連資料85参照)

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者(運営主体)及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一

定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。なお、令和2年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているので、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和3年5月1日現在で55.9%となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であることから、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施ならびに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年5月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにすると共に、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインについて検討し、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付け子発0329第8号、社援発0329第36号）を発出し、周知したところである。

各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和3年度より、第三

者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を創設したところである。当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了解いただきたい。

⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を发出しているため、ご了解願いたい。特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社

会的養護が必要な場合

- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあつせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあつせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって

運営指針第4章1（3）で示している通り、育成支援を行うに当たっては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

（関連資料86・87参照）

⑧ 放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条

の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく、すべてのクラブにおいて、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

(参考：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のようなことを規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にしていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【運営指針】

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
 - ・ 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
 - ・ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
 - ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

- ・ 守秘義務を遵守する。
- ・ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ・ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ・ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ・ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

⑨ 放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、子どもの支援にあたっては、職員体制を整え、子どもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日付け子子発0711第2号。）や「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」（令和3年10月18日付け子子発1018第1号。）を發出しており、通知内容を了知の上、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

⑩ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に

対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

（2）利用者支援事業について（関連資料88参照）

① 利用者支援事業の運営について

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

このため、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や夜間・休日の時間外相談等の加算事業に対して補助を行っているこ

とから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 令和4年度予算案について

市区町村において、身近な子育て支援（保育所、地域子育て支援拠点等）による身近な相談機能の整備を推進するため、令和4年度予算案において、基本型を実施する事業所等が、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とする一体的相談機関（母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関）との連携や身近な相談先としての機能を果たすために必要な取組を行った場合の加算を新たに計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（3）地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について（関連資料89参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所

等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（ソフト交付金）

において実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入、及び開設前月分の賃借料にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料90参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」
【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和3年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】
- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」
【実施主体：都道府県、市町村】
- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要となる知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」
【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について（関連資料91参照）

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

このため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や土日実施等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 令和4年度予算案について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の

円滑な実施を促進するため、令和4年度予算案において、会員数及び利用件数に応じて設定している基本事業及び病児・緊急対応強化事業の補助基準額に新たな区分を設定し、会員数及び利用件数の多い自治体を支援することとしたため、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

また、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、提供会員等への講習経費やアドバイザー向け研修経費を助成対象とし、都道府県・市町村へ補助することとしているので、こちらも併せてご活用いただきたい。

③ 援助希望者及びアドバイザーの資質向上等について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助希望者の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、令和元年度より、会員の数に関わらず、事業の実施に当たり必要な基本的事項について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において示していることから、事業の実施に当たってはご留意をお願いしたい。特に、預かり中の子どもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしている。また、これらの講習の少なくとも5年に1回のフォローアップ講習についても、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習実施についてお願いしたい。

④ 事故報告等について

児童福祉法施行規則に基づき、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられていることから、引き続き、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いする。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願いする。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されていることから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

(5) 児童厚生施設について

① 児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号)において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図りたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

< 児童館の活動内容 >

- | | |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③子どもが意見を述べる場の提供 | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携 |

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される所であり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所

の確保を図っていただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

(i) 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

(ii) 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

(iii) 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、

乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

(i) 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和4年2月6日(日)に開催することとしており、令和4年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

(ii) 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料93）

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。）では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（平成30年9月20日）として報告書にまとめられている。（URL； <https://www.mhlw.go.jp/content>

[/000359262.pdf](#))

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

また、令和4年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

⑤ 児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号）並びに「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日付け子発1001第1号）の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和2年9月3日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いする。（URL；<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>）

⑥ 児童厚生施設に対する財政支援措置について

（関連資料94・95）

(i) 令和4年度予算案について

児童館については、

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動
- ・ 要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築
- ・ 他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ

等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないことから、取組が進んでいない。

このため、令和4年度予算案において以下のとおり設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能になるような事例集の作成に要する経費について計上してい

るので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

(参考：テーマ例)

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動
年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機械提供に資するもの 等
- ・ 子どもの権利を基盤とする健全育成活動
子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
- ・ 福祉的な課題への対応
相談支援体制の構築、関係機関との連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

(ii) 令和3年度補正予算について

児童厚生施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、令和3年度補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を計上しているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっているので、各都道府県等におかれては、支援を必要とする児童厚生施設へ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

(iii) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、各自治体におかれては、引き続き地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう検討・配慮されるとともに、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員・児童委員に提供されたい。

② 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対

策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を、計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

③ 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員の任期は、民生委員法(昭和23年法律第198号)で3年と定められており、令和4年12月1日にその一斉改選を迎える。そのため、各自治体においては、定数に関する市区町村に対する意見徴収、定数の見直し、定数条例の改正、次期候補者の推薦事務、委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務等の事務処理が必要となる。各自治体におかれては、関係通知を踏まえつつ、一斉改選の事務に遺漏のないよう準備を進めていただきたい。

(参考)令和4年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール(案)

業務内容	令和4年 改選日程	令和元年 改選実績
① 物品発送時期・発送先に係る事務連絡 (厚生労働省⇒自治体)	8月中旬	8月22日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日

③ 民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出(自治体→厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚生労働省→自治体)	11月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚生労働省→自治体)	11月上旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局→厚生労働省)	12月13日	12月13日
⑧ プレスリリース (厚生労働省)	1月上旬	1月10日

④ こども家庭庁創設に係る民生委員・児童委員制度の運用について

民生委員・児童委員の関係については、民生委員法と児童福祉法を所管する役所が分かれることとなっても、民生委員・児童委員の一体的な運用を維持していくため、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名を厚生労働大臣が行えるよう、また、制度運用上の連携・協力を担保できるよう、法制的に整理中であるため、引き続きのご協力をお願いしたい。

(7) 児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和3年8月1日～9月30日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、4,299点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和4年度の児童福祉週間の標語に決定した。

＜令和4年度児童福祉週間標語＞

見つけたよ 広がる未来とつかむ夢

(愛知県 15歳)

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしており、管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

(8) 児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和2年度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で39作品が推薦された。

② 広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和4年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中

に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

(9) 地域共生社会について

(関連資料44参照)

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を行っている。

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮などの属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としている。

子ども家庭局の事業で、重層的支援体制整備事業の対象となるものは、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業であるが、重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、円滑な実施にご協力いただきたい。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料96・97参照)

児童福祉施設等に係る施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行っており、令和3年度補正予算では、①児童福祉施設等の感染症対策のための改修メニューの創設、②産後ケア事業を行う施設の補助率の嵩上げを行うための費用を計上している。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化のための整備についても、令和3年度補正予算において必要な予算を計上していることから、各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、令和4年度の本交付金に係る協議等の手続については、追ってお知らせする。

※安心子ども基金で実施する一時保護所の定員超過解消に係る施設整

備費については下記項目を参照。

6. 社会的養育の充実について

(2) 施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和4年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を反映し、1.4%増の改定を行う予定(※)であるのでご了承くださいとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 保育所等改修費等支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金(内閣府計上)

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和4年度も引き続き実施することを予定しているので、ご了承ください。

(貸付事業一覧)

- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)が改正され、国や地方自治体が整備する公共建築物に

加え、民間建築物についても木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、令和2年4月に、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいWEB」が公開されるとともに、「しっくいまるわかり大辞典」も同連合会から発刊されているので、ご活用いただきたい。

※ 国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための統一基準として制定したもの。

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h28hyoujyun.html

（しっくいWEB）

<https://sikkui.net/>

⑥ 社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が

一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、施設の維持管理等を着実に推進するため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に定められた「新経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを掲げている。

厚生労働省では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年12月27日付け福祉部局連名通知））したところであるが、児童福祉施設等（公立）の「個別施設計画」の策定率は、令和3年3月末日時点で74%となっていることから、今年度内に策定率が100%となるよう、各地方公共団体において取り組まれることを願います。

なお、個別施設計画の見える化として、個別施設計画の主たる内容を各自治体毎にまとめた一覧表を令和3年11月に厚生労働省ホームページに公表しているため、ご活用いただきたい。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法について、上記の一覧表と同様に令和3年11月に厚生労働省ホームページに公表しているため、こちらについてもご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市、中核市を除く）に周知されたい。

（2）児童福祉施設等の安全の確保について

① 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・

検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

② 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果

の公表及び今後の対応について」(平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」(平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方願する。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金(民間保育所等については保育所等整備交付金)の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

④ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全

確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いします。

⑤ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

⑥ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和3年度予算案においても、引き続き、児童

養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いします。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（令和3年6月17日府子本第738号、3初幼教第8号、子少発0617第1号、子保発0617第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

（3）児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化の推進について

児童福祉施設等の耐震化状況については、令和3年10月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成31年3月時点の耐震化率90.8%（6.0万棟／6.6万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利

用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金等の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、対策の推進をお願いする。

② 児童福祉施設等における防災対策について

児童福祉施設等における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。各都道府県等におかれては、引き続き、児童福祉施設等における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年の様に発生しており、令和2年7月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し、周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続

計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているため、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係

る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いします。

④ 災害発生時における被災状況の把握について

(関連資料98参照)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従来より、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、各地方公共団体から各施設等の被災状況の報告を求めていたところであるが、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、令和3年度より、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム(災害時情報共有システム)の運用を開始していることから、従来の通知を廃止し、システムを活用した被災状況の報告について新たな取り扱いを令和3年4月15日付で通知している。

令和3年12月当初の時点で86.5%の自治体において施設情報を登録いただいているが、システムを用いた被災状況の正確な把握にあたっては、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要があることから、残りの施設情報未登録自治体においては、速やかに施設情報の登録をお願いします。

また、災害時に備え、平時からの体制構築、関係機関との連携について、引き続き強化していただくとともに、災害時に迅速かつ適切に被災状況の報告が行われるよう、各自治体においては当該システムの訓練機能を活用し、操作方法の習熟に努めるようお願いします。

⑤ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図りたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)して

きたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 令和3年に発生した災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について（関連資料99参照）

令和3年に発生した大雨などの災害への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、被災施設の施設復旧に要する費用を計上しているので活用をお願いする。

（4）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課

と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされているが、地方分権改革に関する提案が寄せられたこと及び新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められていることから、現在「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催しており、令和4年1月下旬に取りまとめる予定である。その結果を踏まえた取扱い等については、追ってお知らせする予定である。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

③ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されてい

るところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

（5）東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和2年度末で終了となるが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。このため、令和4年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

（「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和4年度）」として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）
- ② 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）
- ③ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ④ 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

4. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 一時保護所の定員超過解消について (関連資料48参照)

令和2年度に年間の平均入所率が100%を超えている一時保護所は23か所となっており、一時保護所の定員超過解消は喫緊の課題である。また、令和3年4月にとりまとめられた「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会」報告書において、定員超過は処遇の質の低下につながるため、一時保護された児童の権利擁護の観点から、早急かつ計画的に改善を図る必要があるとあり、定員超過が常態化している自治体については、定員超過解消のための計画策定を義務づけるべきとされている。

そのため、令和3年度補正予算において、一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合に、定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援を行うこととしている。(補助率9/10)

当該支援も活用し、定員超過が常態化している一時保護所を管轄する自治体におかれては定員超過解消のための取組をお願いしたい。

(2) 令和2年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の結果について (関連資料100参照)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等において、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、定期的に行うこととされていることを受け、各市町村において、これら子どもの把握及び状況確認を毎年度実施している。

令和2年度における調査結果(令和3年12月24日時点)についてとりまとめたところ、令和2年10月1日時点における確認対象児童数32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人(99.95%)、状況確認ができていない児童は16人(0.05%)であった。

状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いに関する情報があった児童を265人(0.8%)把握したが、全て市町村又は児童相談所による支援等が行われたことを確認している。

状況確認ができていない児童16人については、全て行方不明者届の提出、東京出入国在留管理局への出入国記録の照会により調査を継続中であるが、引き続き状況確認ができるよう情報収集等の調査の継続をお願いする。

(3) 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の調査について

令和3年度においても、調査結果（令和4年2月28日時点）について3月15日までの報告をお願いしており、ご協力をお願いする。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 確認対象児童を把握した場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、目視による状況確認に努めること
- ・ 状況確認の結果、支援が必要と認められる子どもを把握した場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び状況確認に取り組んでいただきたい。

(4) 令和3年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和4年度の取組予定 (関連資料101参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和3年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with ふくおか」の実施
- ・ 「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「体罰等によらない子育て」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ メディア（SNS等を含む）を活用した啓発用動画の展開
- ・ 映画「189」とタイアップした広報活動

等の取組を実施した。

令和4年度については、11月に「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を香川県にて開催する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、オンライン開催等の措置を講じる場合があるの

で予めご了承ください。

各自治体においては、来年度も引き続き、「児童虐待防止推進月間」での積極的な取組をお願いします。

(5) 子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターデザインコンテストの実施について (関連資料102参照)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主催し、厚生労働省が後援している「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターデザインコンテスト」は、広く国民から児童虐待防止に係る啓発ポスターのデザインを募集するものであり、現在、令和4年度の作品募集中であることから、各自治体においても同コンテストについて広く一般に呼びかけていただきたい。

5. ヤングケアラーへの支援について

(1) 令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント (関連資料103参照)

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいい、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を及ぼす可能性がある。

表面化しにくいヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、文部科学省と連携し、全国の中高生に対して初の全国調査を実施した。

主な結果として、

- ・ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%
- ・ 世話を必要としている家族は、いずれも「きょうだい」が最も多い
- ・ 「きょうだい」の状況は「幼い」が最も多い
- ・ 世話をしているためにやりたいけどできていないことについては、いずれも「特にない」が最も多いものの、「自分の時間が取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」が1～2割
- ・ ヤングケアラーについて「聞いたことはない」と回答した中高生は8割超

であった。

地方自治体単位でのヤングケアラーの実態を把握するため、各自治体においても実態調査を行うとともに、関係機関・団体等が連携し、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげられるよう取り組んでいただきたい。

(2) 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（令和3年度） **（関連資料104参照）**

これまで、ヤングケアラーに関する調査研究では、要保護児童対策地域協議会や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきたところ、これら調査研究において、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。その一方、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継（情報提供）、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。

そのため、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、多機関連携（要保護児童対策地域協議会、市区町村（高齢者福祉部門、障害福祉部門）、教育委員会のほか、ケアマネージャー、相談支援専門員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等支援担当者）によるヤングケアラー支援マニュアルを作成している。本マニュアルは、令和3年度中にとりまとめ、来年度公表・周知を予定しているところ、各自治体においては、多機関連携により、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、本マニュアルを活用いただきたい。

(3) ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年度） **（関連資料105参照）**

子ども本人を対象としたヤングケアラーの全国調査については、令和2年度に初めて実施し、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%などの実態が明らかとなった。

その一方、ヤングケアラーは中高生に限らないところ、これまで小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。また、大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが重要であるが、これ

まで社会全体における認知度を調査したものはない。

そこで、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度等調査を行い、当該調査の結果を踏まえて、各年代への幅広い支援策や社会全体に対する広報戦略等を検討することとしている。地方自治体におかれても、ヤングケアラーの実態調査を推進するとともに、適切な支援につなげられるよう取り組んでいただきたい。

6. 社会的養育の充実について

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進について （関連資料48、50、51参照）

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、令和4年度予算案においては、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）の実施
- ② 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開出来るよう、提案型補助事業の実施
- ③ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組の創設
- ④ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援の創設
- ⑤ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う

など、取組の強化を図るために必要な予算を計上している。

また、特別養子縁組制度の推進のため、令和4年度予算案においては、

- ① 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大
- ② 特別養子縁組を行った当事者同士や民間あっせん機関等の交流等の促進

など、取組の強化を図るために必要な予算を計上している。

各都道府県等におかれては、これまで実施されてきた取組に加えて、

こうした事業を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

なお、厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施することとしており、今年度においても、全国向け地上波テレビの放映や都道府県と連携した広報といった新たな取組を加えた上で、各自治体を含めた関係者のご協力をいただき、10月に広報・啓発活動が実施されたところである。里親の開拓に当たっては、情報発信が重要であり、広く一般市民が里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが必要となることから、厚生労働省で作成されたコンテンツ（関連資料参照）も活用しながら、引き続き、里親制度に関する広報・啓発に取り組んでいただきたい。

（2）施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について （関連資料48参照）

児童養護施設や乳児院には、平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進める中においても、

- ・ 施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、小規模かつ地域分散化を原則とする「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行う
- ・ 里親や在宅家庭への支援を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図る

など、更に専門性を発揮していくことが期待されている。

このため、令和4年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、引き続き、

- ① 意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等の支援
- ② 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和（現行定員6人→定員4～6人の範囲内で設定）
- ③ 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算など、必要な予算を計上している。

また、里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、

- ① 自治体と連携して里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員の配置の支援
 - ② 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員の配置の支援
 - ③ 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業の実施
 - ④ 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和などについても、引き続き、令和4年度予算案に計上している。
- 各都道府県等におかれては、管内の施設と連携し、こうした事業を活用した支援の充実に取り組んでいただきたい。

（3）社会的養護経験者の自立支援の充実について

（関連資料48参照）

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）において、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築が求められており、厚生労働省としても、必要な予算の確保に取り組んできたところである。

令和4年度予算案においては、児童養護施設退所者等の自立支援に関する取組の強化を図るため、

- ① 児童養護施設の退所者等への支援を行うコーディネーターの配置に対する補助の拡充
- ② 医療機関・就労支援機関への同行支援等に係る補助の拡充
- ③ 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から、措置解除等から5年以内の者まで拡大するための事業の拡充

など、必要な予算を計上している。

また、令和3年度補正予算においても、

- ① 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付けについて、主に施設退所時に申請を行うものとしていたが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充
- ② 児童養護施設の退所者等の実態把握等に取り組む事業や、児童養護施設の退所者等に対する生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備費に対する補助事業の創設

など、必要な予算を計上したところである。

各都道府県等におかれては、児童養護施設の退所者等の自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向けて、こうした事業を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

7. ひとり親家庭等自立支援施策について

(1) 児童扶養手当について

(関連資料106参照)

① 令和4年度の手当額について

令和3年の消費者物価指数が対前年比▲0.2%となったことから、法律の規定に基づき、▲0.2%の引き下げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いする。

<本体月額>

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	43,160円	→	43,070円 (▲90円)
一部支給	43,150円	→	43,060円 (▲90円)
	～10,180円		～10,160円 (▲20円)

<第2子加算月額>

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	10,190円	→	10,170円 (▲20円)
一部支給	10,180円	→	10,160円 (▲20円)
	～5,100円		～5,090円 (▲10円)

<第3子以降加算月額>

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	6,110円	→	6,100円 (▲10円)
一部支給	6,100円	→	6,090円 (▲10円)
	～3,060円		～3,050円 (▲10円)

② プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和3年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

通知)

- 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないなど、受給資格者の負担軽減とプライバシーの確保に十分配慮する必要があること。
- プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取り内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。
- 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について
児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査ではなく、受給資格者の同意を得て行う必要があること。

- ・ 調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要があること。
- ・ 受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當であること。

③ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであるが、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、柔軟な対応を行うことは差し支えない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、現下の状況においてより一層子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが必要とされていることから、児童扶養手当受給者を取り巻く状況を十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

④ 遺棄の認定基準の改正について

地方自治体からの提案に基づき、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には児童扶養手当の支給対象となることを明確化することとされたことに伴い、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知）を令和3年度中に改正することを予定しているため、認定事務を担う職員への周知をお願いしたい。

⑤ 児童扶養手当システムの標準化について

児童扶養手当システムについては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、令和4年夏までに標準仕様書を作成することとされていることを踏まえ、昨年度から今年度

にかけて、標準仕様書（案）の作成に向けた調査研究事業を実施しているところである。

令和4年度においては、今年度とりまとめる標準仕様書（案）について、都道府県及び市区町村を対象とした意見照会を6月頃から7月頃に実施し、意見照会の結果等を踏まえ、8月末までに標準仕様書を作成する予定であるため、ご協力をお願いしたい。

なお、令和4年度に作成する標準仕様書については、継続的に調査研究事業を実施していくことにより、精度の向上等を図っていくこととしている。

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていただくことをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられて

いるものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けるなど、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、一部を除き経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う償還金の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合が想定される。

この場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」（施行令第34条第4項の「その他の理由」とみなすことができ、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることが可能であるため、都道府県等においては、借受人の状況に応じて、特段の配慮をお願いする。

(3) 就業支援等について

(関連資料家52、107参照)

① 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親家庭の親の自立支援について、就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援等、個々の実情に応じた総合的な支援を提供することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 自立支援給付金事業について

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和の措置を令和4年度も継続する。併せて、ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金について、上限額を引き上げる予定としているので、引き続き、これらの就職に有利な資格の取得支援について、積極的な活用をお願いしたい。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立目標を設定し、適切な子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定する当該事業について、引き続きハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ効果的な実施に努めていただきたい。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親やその子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられる。

このため、試験合格のための講座を受け、これを修了した時に支給する受講修了時給付金及び合格時において支給する合格時給付金を支給する当該事業について、~~給付金を受講開始時にも一部支給~~できるよう改善する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

⑤ 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

また、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしている。

さらに、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職

種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

なお、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑥ 令和3年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、令和3年12月1日付け子発1201第1号「令和3年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いした。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑦ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（4）子育て・生活支援、養育費の確保等について

（関連資料52参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業の積極的な実施について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の実施について

ひとり親家庭は、仕事や家事など日々の生活に追われ、家計管理

等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要であるため、本事業の積極的な実施をお願いする。

イ 子どもの生活・学習支援事業の実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

また、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」との連携を図ることで、学生ボランティアや会場の確保などを効率的に実施することができると考えられることから、事業の連携についてもご検討いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

令和3年度より、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受

給者に対して、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行うこととしている。生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進することにつながるため、都道府県等においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

④ 養育費確保及び面会交流支援について

ア 養育費等相談支援センターについて

厚生労働省においては、養育費等相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費等相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費等相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費等相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

(参考) 養育費等相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度からは、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、法的支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等

支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いします。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、令和元年度における実施自治体数は10自治体と低調である。

すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

ウ 離婚前後親支援モデル事業の実施について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。

令和3年度からは、公正証書等による債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図っている。

各地方自治体においては、養育費や面会交流の取り決めの促進等に向けて、本事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 令和元年版養育費の算定表について

平成15年に東京・大阪の裁判官等により提案された「標準算定方式・算定表」が家庭裁判所の家事審判及び家事調停等における養育費等の算定の実務において定着しているところであるが、令和元年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費

の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

(参考) 裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkou/index.html

⑤ 母子・父子自立支援員等の相談員の専門性向上について

ひとり親家庭の個々の状態に応じて必要な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るために必要な経費の補助を行っている。

また、ひとり親家庭の相談については、生活困窮者自立支援制度、ハローワークによる就業支援や養育費の履行確保に資する制度などに関する知識も必要であり、また、中長期的な寄り添った支援が求められるなど高い専門性が必要である。

各地方自治体においては、国の補助事業を活用し、母子・父子自立支援員等の相談員の質の向上を始めとした相談支援体制の強化に努めるようお願いする。

⑥ 母子・父子自立支援員の処遇改善について

母子・父子自立支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度に実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっている。

これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと認識しているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いする。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修

の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いする。

なお、これらの点について、令和2年度及び3年度の行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において、「子供の貧困・シングルペアレント問題」をテーマとして議論がなされ、「それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある。」、「スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。」等の指摘を受けたところであり、各地方自治体におかれては、上記の趣旨を踏まえ、積極的な検討をお願いする。

8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について (関連資料53、108及び109参照)

(1) 婦人相談員の配置促進について

令和2年4月1日に施行された改正後の児童虐待防止法には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努める旨が規定されている。令和2年4月1日時点で、婦人相談員を配置している市区は47.9%に留まっていることから、未だ配置していない市区におかれては、DV被害者等へのきめ細かな対応に向けて、早急に配置を進められるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図られたい。加えて、令和4年度予算案では、婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれては、婦人相談員が担う役割の重要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

(2) 婦人保護事業の見直しの検討について

婦人保護事業については、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、売春防止法を根拠とした枠組みから、困難な問題を抱える女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度への見直しを加速することとしている。

これに伴い、官・民協働による相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化や、新たな法的枠組みの施行後を見据えた支援体系の構築

に向けて、今年度、厚生労働省においては、「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」及び「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究」を実施することとしている。

「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」については、総合セミナー及び全国5か所でブロックセミナーを開催し、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者に対し、若年女性を対象とした支援事例や支援ノウハウ等について周知するとともに、支援マニュアルを作成することとしている。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究」は、新たな法的枠組みの下で、国が策定することとなる基本方針の素案を作成することとしている。

各都道府県等におかれては、各調査研究の趣旨を御了知いただくとともに、管内市町村や関係機関、民間支援団体等へのブロックセミナーへの積極的な参加を周知していただきたい。

9. 母子保健対策の推進について

(1) 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針について

(関連資料110参照)

妊娠期や授乳期においても、健康の保持・増進を図ることが重要である。妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、2006(平成18)年に「妊産婦のための食生活指針」が作成された。作成から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、2021(令和3)年3月に本指針の改定を行った。妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要であることから、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」とした。改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。また、妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」(令和3年3月8日日本産科婦人科学会)を参考として提示している。あわせて、保健医療従事者等を対象とした解説要領を作成しており、妊産婦等を対象とした健康診査や各種教室等における保健指導・栄養指導の参考としてご活用をお願いする。

(2) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について

妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果については、それぞれ母子保健法や通知に基づき実施いただいているところであるが、医療機関に健診の実施を委託している場合、健康診査の結果を集約できていない状況が一部の自治体で生じている。

健康診査の結果を集約することは、

- ・妊産婦や乳幼児に対して保健指導を行うことや、
- ・B型肝炎やH T L V－1などの母子感染防止事業の充実、
- ・マイナンバー制度を活用し、乳幼児健診及び妊婦健診情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携

など、母子保健施策の企画立案等に資するものであることから、各自治体におかれては、医療機関と密に連携の上、健康診査の結果を収集し、積極的にご活用をお願いする。

(3) 助産施設について

児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、上記に基づく適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いする。

なお、助産制度の円滑な実施について、助産の実施が必要な妊産婦に対し助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう通知を発出しているところであり、助産制度の周知と徴収金基準額の弾力運用、各関係機関との連携について、特段の配慮をお願いする。

- ・「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」（令和元年8月8日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

(4) 旧優生保護法について

(関連資料111、112参照)

①旧優生保護法一時金の支給について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）については、平成31年4月24日（旧優生保護法一時金認定審査会については6月24日）に施行されたところである。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金(以下「一時金」という。)の厚生労働省及び都道府県への請求件数は1,114件(令和3年12月5日時点)、支給認定件数は960件(令和3年11月末時点)である。

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、厚生労働省において以下の周知広報を実施してきたところ。

- ・一時金についての特設ホームページの開設、新聞広告、インターネット広告、ラジオ広告などによる制度の周知広報
- ・障害特性に配慮した周知広報として、手話・字幕付き動画、点字版リーフレット、制度を分かりやすく説明したリーフレット(分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット)を作成・配布

都道府県におかれても、一時金の支給対象者となり得る者に確実に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行うようお願いする。

なお、県の広報誌、県YouTubeチャンネル、地方紙に一時金制度に関する情報掲載するなど、独自の広報活動を行っている自治体もある。

②国会による調査について

一時金支給法第21条において、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされている。調査の主体は国会であり、令和2年6月17日に衆参両委員長から衆参国会調査室に対して調査命令(国会図書館に対しては協力要請)が出されたところ。

厚生労働省は国会の調査に協力しているところであり、都道府県においても協力をいただくようお願いする。